

## 宮崎県におけるくろまぐろ（小型魚）漁船漁業に関する資源管理協定

協定発効日 令和4年4月1日

### （目的）

第1条 本協定は、くろまぐろ（小型魚）の管理に関して宮崎県において資源管理を行うための方針（宮崎県公報令和2年12月10日第163号）に定められる宮崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業の漁獲可能性を超えないように漁獲可能性の管理を行うことを目的として、本協定に参加している団体（以下「参加団体」という。）及び参加団体に所属する漁業者（以下「参加漁業者」という。）により、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）別紙2-1に定められた資源管理の目標の達成のため、宮崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業の漁獲可能性を遵守するための具体的な取組を行い、もってくろまぐろ（小型魚）の保存及び管理を図るものである。

### （定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 くろまぐろ（小型魚） 宮崎県において資源管理を行うための方針別紙1-3に定めるくろまぐろ（小型魚）をいう。
- 二 漁獲可能性 宮崎県において資源管理を行うための方針別紙1-3の第3で定める方法により配分された知事管理漁獲可能性をいう。

### （本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類）

第3条 本協定の対象となる水域は、宮崎県において資源管理を行うための方針別紙1-3の第2の1の(1)の①に定める水域とする。

2 本協定の対象となる水産資源の種類は、くろまぐろ（小型魚）とする。

3 本協定の対象となる漁業の種類は、宮崎県において資源管理を行うための方針別紙1-3の第2の1の②に定める宮崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業とする。

### （本協定の参加団体）

第4条 本協定の参加団体は、前条第3項の漁業を営むものが属する漁業協同組合とする。

### （資源管理の目標）

第5条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針別紙2-1に定める目標とする。

1 前項の目標を踏まえ、本協定では、宮崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業の漁獲可能性の適切な管理を目指すものとする。

### （資源管理の目標の達成のための具体的な取組）

第6条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるものに

より行うこととする。

#### 一 漁獲可能量の設定

イ 宮崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業に割り当てられた漁獲可能量の全てを次の（ア）から（イ）に掲げる地区（以下、「地区」という。）に割り当て、各地区に所属する参加漁業者は、それぞれが所属する地区に割り当てられた漁獲可能量を遵守することとする。

（ア） 県北・児湯地区（北浦漁協から新富町漁協まで）

（イ） 県中南地区（一ツ瀬漁協から串間市漁協まで）

ロ 地区別の漁獲可能数量は、以下により割り当てることとする。

（ア） 当初漁獲可能量

前管理期間までの漁獲実績を基本として割り当てる。

（イ） 追加漁獲可能量

前管理期間の繰り越し分等の追加及び漁獲可能量の融通により漁獲可能量の追加があった場合には、原則として、宮崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業に割り当てられた数量のうち1/2を当初の地区別の配分比率により割り当て、残りの1/2を当該管理年度におけるその時点までの漁獲実績の比により割り当てることとする。

（ウ） 各地区における期間等別の割り当て

各地区においては、当該地区に割り当てられた数量を、用途別、期間別などの区分に割り当てて管理することができるものとする。

ハ 地区に所属する参加漁業者は、当該地区に所属する参加漁業者の漁獲量の総量が当該地区に配分された漁獲可能量を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認められた場合は、その日の翌日から漁期終了日まで、期間等別の割り当てを行う場合には、当該地区に所属する参加漁業者の漁獲量の総量が期間等別に割り当てた漁獲可能量を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認められた場合は、その日の翌日から当該期間等別に定めた期間の終了日までくろまぐろ（小型魚）を対象とする操業を取り止めるものとする。

ニ 宮崎県資源管理実践漁業者協議会（以下「実践協議会」という。）は、宮崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業に割り当てられた漁獲可能量に変更されたときは、参加地区の漁獲可能量を変更し、参加漁業者に通知するものとする。

#### 二 地区間での漁獲可能量の融通

イ 地区別の漁獲量の総量が当該地区に割り当てられた漁獲可能量に達する前ににおいて、地区間の合意があった場合に限り、前号に示す漁獲可能量を地区間で融通することができるものとする。

ロ 漁獲可能量の融通の協議が合意に達したときは、漁獲可能量を譲り渡す地区は、実践協議会に対し文書で報告するものとする。

ハ 実践協議会は、漁獲可能量の融通の報告を受けたときは、地区別の漁獲可能量を変更し、参加団体に通知するものとする。

#### 三 漁獲可能量遵守のための具体的な管理措置

イ 宮崎県において資源管理を行うための方針別紙1-3の第5の2に基づき、漁獲

量の総量が公表された後、当該公表に係る管理措置として、参加漁業者は生存個体の放流に努めるものとする。

ロ 参加漁業者は、本県の漁獲量の総量が漁獲可能量を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認められる時点で、生存個体を全て放流するものとする。

ハ 参加漁業者は、当該参加地区の漁獲量の総量が当該参加地区の漁獲枠の9割5分を超え、又は超えるおそれがあると認められる時点で、生存個体を全て放流するものとする。

#### (取組の履行確認に関する事項)

第7条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、適宜、参加団体に対して前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 参加団体は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、宮崎県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

#### (漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第8条 参加団体は、法第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を宮崎県知事に報告するものとする。また、地区別又は期間等別に割り当てられた漁獲可能量の遵守のため、1日1隻あたり100キログラムを超える量の採捕があった場合には、速やかに県に一報のうえ、採捕の数量報告を行うものとする。

2 参加団体は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に宮崎県知事及び資源管理協議会に報告するものとする。

#### (取組の効果の検証に関する事項)

第9条 第6条の具体的な取組のくろまぐろの保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、それぞれ、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 宮崎県において資源管理を行うための方針において当該くろまぐろ（小型魚）又は宮崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、資源管理協議会において行うこととする。

#### (協定に違反した場合の措置)

第10条 参加団体による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について参加団体間で調査及び協議することとする。

2 第1項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになった場合、実践協議会は、

違反が確認された参加団体に対し、弁明の機会を与えるものとする。この場合、期限を定め、弁明の内容を記載した書面等を実践協議会に提出できる旨を当該参加団体に通知することとする。

- 3 実践協議会は、違反の疑義の内容及び弁明書が提出された場合は弁明書等を審議することとする。
- 4 第1項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、実践協議会は当該参加団体の違反を宮崎県に申し出るとともに、当該参加団体に対し、必要な措置を講ずるものとする。また、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び宮崎県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。ただし、実践協議会の合意が得られた場合には、違反措置の軽減を講じることができる。
- 5 前項の実践協議会が講ずる必要な処置は次の通りとする。
  - 一 参加団体が当該参加地区の漁獲枠を超過した場合は、翌管理年度に配分する漁獲枠から超過した漁獲数量を差し引くものとする。
  - 二 前号において差し引いた数量は、他の参加地区に追加配分するものとする。
- 6 第1項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続（本協定が法第124条第1項の認定を受けている場合にあっては、当該認定）自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、当該参加団体は本協定の枠組みから離脱しなければならない。
- 7 第1項の調査及び協議の結果並びに第4項及び第6項の違反の程度の認定の承認に当たっては、本協定の参加団体の決議を経るものとする。

#### （協定への参加及び協定からの脱退）

第11条 実践協議会は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、実践協議会が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加団体の住所又は名称に変更が生じたときは、当該参加団体は、実践協議会に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加団体が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加団体は、実践協議会に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、実践協議会が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

#### （協定の有効期間）

第12条 本協定の有効期間は、5年間（令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）とする。

#### （議決権及び決議）

第13条 本協定の参加団体等の議決権は、1参加団体等につき1票を有するものとする。

- 2 本協定の決議は、次項各号に掲げる事項を除き、議決権の過半数をもって行うものとする。
- 3 次の各号に掲げる事項の決議は、それぞれ当該各号に定める議決権をもって行うものとする。
  - 一 協定第10条第1項の調査及び協議の結果並びに第4項及び第6項の違反の程度の認定は、議決権（当該違反をした参加漁業者が所属する参加団体の有するものを除く。）の3分の2とする。
  - 二 協定の変更（第四号を除く。）及び本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止は、議決権の3分の2とする。
  - 三 協定の廃止は、議決権の5分の4とする。
  - 四 宮崎県知事に対する法第126条第3項の規定による必要な措置の求めは、全議決権とする。

（協定の変更又は廃止）

第14条 本協定の変更又は廃止は、参加団体等の合意によることを基本とする。

（その他）

第17条 本協定に定めのない事項については、実践協議会で協議し、定めるものとする。

附 則

本協定は、令和4年4月1日から施行する。

(参加団体)

北浦漁業協同組合 代表理事組合長

島浦町漁業協同組合 代表理事組合長

延岡漁業協同組合 代表理事組合長

延岡市漁業協同組合 代表理事組合長

庵川漁業協同組合 代表理事組合長

門川漁業協同組合 代表理事組合長

日向市漁業協同組合 代表理事組合長

都農町漁業協同組合 代表理事組合長

川南町漁業協同組合 代表理事組合長

新富町漁業協同組合 代表理事組合長

一ツ瀬漁業協同組合 代表理事組合長

憶浜漁業協同組合 代表理事組合長

宮崎漁業協同組合 代表理事組合長

宮崎市漁業協同組合 代表理事組合長

日南市漁業協同組合 代表理事組合長

南郷漁業協同組合 代表理事組合長

栄松漁業協同組合 代表理事組合長

外浦漁業協同組合 代表理事組合長

串間市東漁業協同組合 代表理事組合長

串間市漁業協同組合 代表理事組合長

県北・児湯地区漁業者代表

県中南地区漁業者代表